

平成 19 年 1 月 吉日

需要家の皆様へ

信越化学工業株式会社
有機合成事業部
セルロース部

拝啓

貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社セルロース製品に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご存知の通り、2006 年 3 月 31 日付けで、旧化粧品原料基準(以下「粧原基」、旧化粧品種別配合成分規格(以下「粧配規」)が見直され、医薬部外品原料規格 2006(以下「外原規 2006」)が制定されました。

弊社のセルロース製品におきましても、「外原規 2006」に対応すべく、各需要家様へ下記の通りご案内申し上げますのでご了承の程宜しくお願い致します。

敬具

記

医薬部外品原料規格 2006 への対応について

弊社セルロース製品におきまして、「粧原基」、「粧配規」での出荷対応を、今後、「外原規 2006」適合品での出荷対応へ変更致します。

| | | | |
|---------------------------------|-----|--------------------|--|
| メチルセルロース (メトローズ SMタイプ) | | | |
| 旧化粧品原料基準適合品 | ⇒⇒⇒ | 医薬部外品原料規格 2006 適合品 | |
| ヒドロキシプロピルメチルセルロース (メトローズ SHタイプ) | | | |
| 旧化粧品種別配合成分規格適合品 | ⇒⇒⇒ | 医薬部外品原料規格 2006 適合品 | |

- * 各品種におきまして、「外原規 2006」への記載(規格)内容は、従来記載されておりました「粧原基」及び「粧配規」の記載(規格)内容と相違ございません。
また、今回の「外原規 2006」への対応において、弊社製造原料、製造方法、分析検査方法及び規格値の変更はございません。

需要家様に対する変更点(試験成績書の変更)について

従来、試験成績書へ「化粧品用」と明記しておりますが、今回の変更に伴い、「**医薬部外品原料規格試験法適用**」と変更致します。

現在、医薬部外品の製造原料として弊社セルロース製品をご使用の需要家様で、品質規格書の改定が必要な場合につきましては、弊社営業担当者までご相談、ご依頼下さい。

- ・ 対応開始時期：2007年3月1日出荷分より

以上